

下榎交流センターだより

編集 日野町下榎交流センター
〒689-4526 日野町下榎157番地1
電話：72-1191 (FAX兼)
E-mail：rinpokan@town.tottori-hino.lg.jp

第7回隣保事業全国研究交流大会に参加して

下榎交流センター 生活相談員 西村一成

1月26日と27日に、鳥取市人権プラザで、第7回隣保事業全国研究交流大会が開催されました。

多岐にわたる行事の中から基調講演「地域共生社会に向けた隣保館の在り方」について内容を抜粋して報告したいと思います。



隣保館を取り巻く環境は、地域の高齢化が進み地域共生社会に向けた重層的支援が重要とされる中、社会保障・福祉が冷え込む状況となっている。世帯間の格差も広がり弱者が弱者をたたく状況もうまれてきている。隣保館は昔からこの状況に対峙してきたが、今後はさらに多様な問題にも取り組んでいく必要がある。(老々介護・生活困窮・障がい者支援・LGBTQ等) 皆が元気になれること ⇒ 自己肯定感の高揚。隣保館はつながる・つなぐを念頭に、その人に合った元気になれる場を提供していき、地域全体が元気になっていく役割を果たすことが今後も大事である。

講演内容を抜粋して報告しましたが、一方で現在、隣保館職員の勤務時間短縮などの動きが鳥取県下、複数の町で見られます。

鳥取県では他県に例のない人権条例を制定し、人権尊重の先進県として歩んできています。その中核を担う隣保館の体制が後退することは、これまでの理念や取り組みに逆行するものではないかと懸念されます。地域共生社会の実現が求められる今、隣保館の役割は重要です。制度の縮小ではなく、現状に即した体制の充実と職員のスキルアップがますます必要であると講演を通じて強く思いました。

第40回人権啓発研究集会に参加して

下榎交流センター 館長 飛田朋伸

1月28日、29日に高崎市で開催された第40回人権啓発研究集会に参加しました。

参加者は約1,500人。主会場である昌賢学園まえばしホールは大、小2つのホールがあり、どちらの会場もほぼ満員の参加者でした。

開会行事の後、「群馬県の部落解放運動の歴史と部落差別の現状・課題」と題し、記念講演が行われました。

講演では、「群馬県の同和地区の平均戸数は18.6戸。50戸未満の小さな集落が全体の約9割を占めていた。解放令の後、水平社の設立・解放運動を行い解放へ向け活動を行ってきた。集落の形態は農村散在型であったが、高度成長期の高校や大学への進学率向上とともに、青年層は親の職業を継がず就職や結婚を機に都市部へ流出していき、地区内には高齢者が多くなった。解放運動は地区の強いコミュニティにより成り立っていたが、青年層の地区離れは

解放運動からの離脱を促進してしまった。これからの運動を継承するためには、青年層をいかに組織化するかが大きな課題となる」と講演がありました。

どこの地域も住民の減少、都市部への流出により昔の活動が成り立たなくなっていると思いました。

また、「部落差別の解消と差別禁止法一部落差別解消推進法10年にあたって」と題する講演では、「法が出来て10年経つがこの法は教育啓発の推進、相談、調査を内容とした理念法であり罰則規定はない。差別行為を禁止する法を作る必要がある。差別動画などがインターネット上で公開されている。罰則化が必要である」と締めくくられました。

近年インターネット上の差別等、社会の変化とともに新たな差別や偏見が起こっており、あらゆることを自分の事として意識を持ち、考える事が重要だと改めて実感しました。



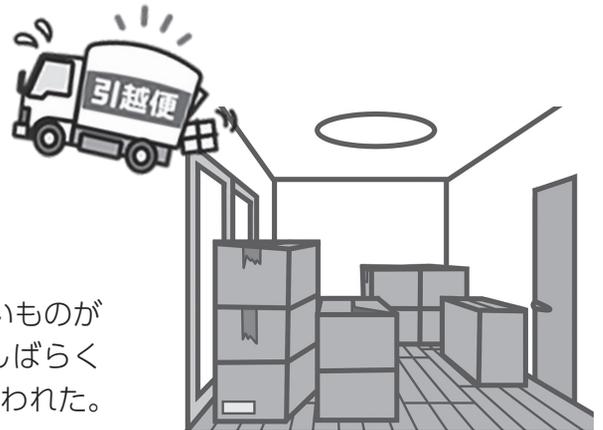
町歴史民俗資料館の男雛人形

春になりました。子どもの健やかな成長を祈って飾る雛人形。「桃の節句」と言いながら、新暦の3月3日ではピンクの花はまだ咲きません。旧暦と季節とを合わせるため、春爛漫の4月上旬まで飾られることが多いです。

同じ思いで男の子には武者人形を飾りました。昔は親類縁者から祝いとして「泥人形」を贈りました。県内では倉吉や御来屋、米子で生産されています。やがて子どもが成長すると神社の床下などに納めたいので、本来は家に残らないものですが、その一部が町歴史民俗資料館に寄贈され展示しています。どうぞご覧ください。



～こんにちは、消費生活相談員です～
知って安心！消費生活のはなし



引越しの後、・・・？あれがない？！

《相談事例》

引越して、荷物を片付けていたが、衣類や食品でみつからないものがある。そのうちに出てくると思ったがやはり見つからない。しばらくして業者に聞いたら、「運んだあとはトラックは空だった」と言われた。

《ポイント》

○引越しの見積りは複数の事業者へ依頼し、価格だけでなくサービス内容も十分に検討しましょう。見積書と約款は契約内容を示す大切なものです。

○引越し作業中及び作業終了後には、すぐに荷物や家屋を点検しましょう。

☆標準引越運送約款では荷物の紛失や破損について、消費者は荷物を引き渡された日から3か月以内に連絡しないと事業者の責任が消滅することになっています。

☆荷物の紛失・破損等の損害賠償責任は、依頼者が荷物を受け取った日から1年を過ぎると消滅します。

☆新居に荷物を運んだ後は、早めに梱包を解き、荷物の状態を確認しましょう。



日野郡3町では、第1・2・3水曜日に相談員が輪番で対応しています。(くらしのカレンダー参照)

★相談は、消費生活相談窓口(役場産業振興課内)(電話 72-0336 または局番なしの188)へ！